免税事業者届出書について

小鹿野町では、令和４年４月１日施行の各競争入札執行要綱の改正により、課税事業者届出書の提出を廃止し、免税事業者の場合に限り届け出を受けることといたしました。

消費税の免税事業者の場合、提出をしてください。

なお、課税期間は受注者の会計期間（決算期）を記入します。

※免税事業者の届出書の提出がなかった場合は、課税事業者として扱うことといたしますので、ご承知おきください。

　また、押印手続きの見直しにより書面の提出については、直接持ち込みや郵送等に限らず、電子ファイルの提出等も受付いたしますが、提出いただいた書面が明瞭でない場合等の際は、再提出を依頼いたしますので、ご理解ご協力をお願いします。

※様式における課税期間は、法人の場合は事業年度(決算日の翌日から決算日までの期間)、個人の場合は暦年を記入ください。